## バーゼル皿:レバレッジ比率の計測方法の見直し

### 小立 敬

### ■要約■

- 1. バーゼル委員会は 2014 年 1 月 12 日、バーゼル皿のレバレッジ比率の計測方法 の見直しを図る規則文書を公表した。レバレッジ比率については、2015 年 1 月 1 日からディスクロージャーが始まり、2018 年 1 月 1 日から第 1 の柱(最低基準)の下での取扱いへの移行を視野に入れつつ、規制が適用される方針である。今般の規則文書は、ディスクロージャー開始を前にエクスポージャーの計測に関してバーゼル皿テキストの改定を図るものである。
- 2. レバレッジ比率の改定については 2013 年 6 月に市中協議文書が公表されていた。市中協議文書からの主な修正点は、①デリバティブに関して、変動証拠金として現金の受払いを行っている場合にエクスポージャーからの控除を認めたこと、②銀行がクリアリング・サービスを提供している場合のデリバティブ・エクスポージャーの計測方法を明確化したこと、③レポ等の証券金融取引に関するエクスポージャーの計測において、一定基準を満たす同一カウンターパーティとの現金支払いと現金受取りの間のネッティングを可能としたこと、④オフバランス項目の信用相当額への変換をより具体的に規定したことである。
- 3. 規則文書の公表については、市中協議文書と比べるとエクスポージャーの計測に関して規定された内容が一部緩和されたところもあることから、市場参加者からは概ね好感をもって受け止められたように思われる。もっとも、米国や英国を中心にレバレッジ比率 3%からの水準の引上げを図る動きもあり、バーゼル委員会の今後の検討を注意深く見守っていく必要がある。

## 

バーゼル銀行監督委員会(BCBS)は 2014 年 1 月 12 日、同委員会の上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ(GHOS)の承認を受けて、「バーゼル $\mathbb{H}$ レバレッジ比率の枠組みおよびディスクロージャー要件(Basel III Leverage Ratio Framework and Disclosure Requirements)」と題する規則文書を公表した $^1$ 。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> BCBS, "Basel III Leverage Ratio Framework and Disclosure Requirements," January 2014 (http://www.bis.org/publ/bcbs270.pdf).

レバレッジ比率とは 2010 年 12 月に策定されたバーゼルIIIテキストに定められた新たな資本規制であり、リスクベースの自己資本比率を補完するものとして位置付けられている<sup>2</sup>。自己資本をリスク・アセットで除して計測される自己資本比率とは異なり、レバレッジ比率は自己資本を非リスクベースのエクスポージャーで除したものである。金融システムや実体経済に悪影響を与えるディレバレッジを回避するために、銀行セクターの過度なレバレッジの蓄積を抑制することを目的としている。

レバレッジ比率の適用に係る移行期間として、2011 年には監督上のモニタリングが始まっており、また、各銀行は 2013 年以降、レバレッジ比率とその構成要素について各国監督当局に報告を行っている。そして、バーゼルⅢテキストでは、2015 年 1 月 1 日からレバレッジ比率のディスクロージャーを開始し、2018 年 1 月 1 日から第 1 の柱(最低基準)の下での取扱いへの移行を視野に入れつつ(with a view to migrating to a Pillar1)、規制を適用する方針であることが明記されている。今般の規則文書は、レバレッジ比率のディスクロージャーの開始を前に、エクスポージャーの計測に関してバーゼルⅢテキストの改定を図るものである。

レバレッジ比率の改定に関しては、2013 年 6 月に市中協議文書が公表されている<sup>3</sup>。今般の規則文書と、バーゼルIIIテキストおよび市中協議文書の内容とを比較すると図表 1 のとおりである。規則文書は市中協議文書に概ね沿っているが、市中協議文書からの主な修正点は以下のとおり。

	バーゼルⅢテキスト	市中協議文書	規則文書
一般原則	○ 会計上の係数(引当や評価調整を ネットしたベース。貸付金・預金間 のネッティングは認めず)	〇 バーゼル皿テキストと同じ	〇 バーゼル皿テキストと同じ
担保の削減効果、 信用リスク削減効果	○ 適用しない	○ バーゼルⅢテキストと同じ	○ バーゼルⅢテキストと同じ
デリバティブ	<ul><li>○ カレント・エクスポージャー方式に基づく「再構築コスト+アドオン」 (バーゼル II ネッティングは認める)</li></ul>	<ul> <li>○ バーゼルⅢテキストと同じ</li> <li>○ ただし、</li> <li>一変動証拠金として現金を授受している場合であってもネッティングされないことを明記</li> <li>一クレジット・デリバティブの場合には左記に加えて想定元本も加味</li> </ul>	<ul> <li>○ 市中協議文書と同じ</li> <li>○ ただし、</li> <li>一変動証拠金として現金を授受している場合で一定条件を満たす場合はエクスポージャーから控除可一クリアリング・サービスを提供している場合のエクスポージャーの計測方法の明確化</li> </ul>
レポ取引等の証券金 融取引(SFT)	<ul><li>○ 会計上のエクスポージャー(バーゼル II ネッティングは認める)</li></ul>	<ul><li>○ 想定元本:グロスのSFT資産(会計 上のネッティングは認識しない)</li><li>○ カウンターパーティ・エクスポー ジャー:貸出資産と借入資産の評 価差額</li></ul>	○ 市中協議文書と同じ ○ ただし、SFTにおいて一定基準を満たす同一カウンターパーティとの現金の授受に関してはネッティング可
オフバランス項目	○ 100%の掛目を適用。ただし、「無 条件」で取消し可能なコミットメント には10%の掛目を適用	○ バーゼルⅢテキストと同じ。ただし、消費者保護法等により許容される範囲内でコミットメントを取消し得るという契約条件になっている場合も「無条件」に該当することを脚注で明記	○ オフバランス項目の信用相当額へ の変換をより具体的に規定

図表 1 規則文書とバーゼル皿テキスト、市中協議文書との比較

<sup>(</sup>注) 市中協議文書に関する金融庁・日本銀行の説明資料に加筆したもの。

<sup>(</sup>出所) 野村資本市場研究所

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> BCBS, "Basel III: A Global Regulatory Framework for More Resilient Banks and Banking Systems," December 2010. なお、2011 年 6 月に CVA の取扱いに関して修正を図ったバーゼルIIIテキストの改定版が公表されている。

BCBS, "Revised Basel III Leverage Ratio Framework and Disclosure Requirements," Consultative Document, June 2013 (http://www.bis.org/publ/bcbs251.pdf).

- デリバティブ・エクスポージャーの計測において、変動証拠金として現金の受払いを 行っている場合、市中協議文書はエクスポージャーからの控除を認めていなかったが、 規則文書では一定の要件を満たす場合にエクスポージャーからの控除可
- デリバティブ・エクスポージャーの計測において、銀行がクリアリング・サービスを 提供している場合のエクスポージャーの計測方法を明確化(二重計上の回避)
- レポ等の証券金融取引 (securities financing transaction; SFT) に関するエクスポージャーの計測において、市中協議文書は会計上のネッティングを認めていなかったが、規則文書では証券金融取引の中で一定基準を満たす同一カウンターパーティとの現金支払いと現金受取り (レポ、リバース・レポ)の間のネッティング可
- オフバランス項目の信用相当額への変換をより具体的に規定

規則文書は、2015 年 1 月 1 日にレバレッジ比率のディスクロージャーを開始し、2018 年 1 月 1 日にレバレッジ比率に関する規制を適用することを確認している。バーゼル委員会としてはレバレッジ比率の規制としての適用を前に、最終的な水準調整(calibration)を 2017 年までに終える予定としており、レバレッジ比率の定義についても追加的に修正される可能性もある。

## Ⅲ レバレッジ比率の最低基準、定義に関する要件

バーゼルⅢテキストでは、レバレッジ比率の最低基準として 3%の水準が示されており、2017 年 1 月 1 日まではその水準が適用されている。もっとも、バーゼル委員会は多様な信用サイクルや多様なビジネスモデルにおけるレバレッジ比率の水準の妥当性を検証する考えであり、最低基準の最終的な決定は 2017 年 1 月までに行われることになっている。また、レバレッジ比率を第 1 の柱の下で適用し、監督上の最低基準として位置付けるか否かについても最終判断はまだ行われていない。

一方、規則文書では、バーゼルIIIテキストと同様、リスクベースの自己資本比率の中で 定義される Tier1 資本がレバレッジ比率の分子として定められている。ただし、バーゼル 委員会としては、移行期間の間はレバレッジ比率の分子としてコモンエクイティ Tier1 (CET1)、総自己資本を適用した場合の影響について引続き検証する方針を明らかにしている。レバレッジ比率の分子の定義が変更される可能性もゼロではない。

# Ⅲ エクスポージャーの計測

レバレッジ比率の分母となるエクスポージャーについては、一般原則として、①オンバランスの非デリバティブ・エクスポージャーには個別貸倒引当金や会計上の評価調整を含むこと、②貸出金と預金の相殺は認められないことという要件に従って、会計上の価値に

よって計測される<sup>4</sup>。一方、金融担保または物上担保、保証、その他の信用リスク削減措置 (CRM) は、原則としてエクスポージャーを減少させることはできない。レバレッジ 比率に係る総エクスポージャーは、①オンバランス・エクスポージャー、②デリバティブ・エクスポージャー、③証券金融取引 (SFT) エクスポージャー、④オフバランス項目 の合計額として算定される。

## 1. オンバランス・エクスポージャー

オンバランスのデリバティブや SFT に関する担保も含めて、バランスシート上のすべての資産は、原則としてエクスポージャーに含まれる。ただし、Tier1 資本から控除されるバランスシート上の資産については、エクスポージャーからも控除される。例えば、信用リスクの資本賦課の計測において内部格付手法(IRB)を採用している銀行については、期待損失に対して適格引当金が不足する場合にはその額を CET1 から控除することが求められており、この場合、レバレッジ比率のエクスポージャーからも当該額が控除されることになる。一方、負債項目についてはエクスポージャーからの控除は生じない。例えば、銀行自身の信用リスクの変化に伴って公正価値評価された負債から生じる損益やデリバティブ負債に係る会計上の評価調整額等は、エクスポージャーから控除されることはない。

## 2. デリバティブ・エクスポージャー

### 1) エクスポージャーの計測方法

デリバティブ・エクスポージャーは、デリバティブ契約の原資産から生じるエクスポージャーとカウンターパーティ・リスクに関するエクスポージャーで把握される。具体的には、レバレッジ比率のエクスポージャーの計測では、(1)カレント・エクスポージャーに対する再構築コストに、(2)ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーに係るアドオンを加えた額として計測される(銀行がクレジット・デリバティブを利用してプロテクションを売却する場合も含む)。デリバティブ・エクスポージャーが一定の適格バイラテラル・ネッティング契約の対象である場合には、バーゼル(1)1・デーストの規定と同様にバーゼル(1)1・ネッティングが認められる(1)5。

適格バイラテラル・ネッティング契約の対象ではない単一のデリバティブ・エクスポージャーに関しては、時価評価によって得られる再構築コスト(正の価値の場合)に加えて、ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーに係るアドオンとして想定元本に残存期間等に応じて定められているアドオン・ファクターを乗じた額を加えた額となる(図表 2)。

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> 規則文書では、会計上の評価調整として会計上の信用評価調整額(CVA)が挙げられている。

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> ただし、クロス・プロダクト・ネッティングに関しては、レバレッジ比率のエクスポージャーの計測においては認められていない。

#### 図表 2 デリバティブ・エクスポージャーに関するアドオン・ファクター

#### ① 金融デリバティブの場合

残存期間	金利	為替、ゴールド	エクイティ	貴金属 (ゴールドを除く)	その他の コモディティ
1年以下	0.0%	1.0%	6.0%	7.0%	10.0%
1年超5年以下	0.5%	5.0%	8.0%	7.0%	12.0%
5年超	1.5%	7.5%	10.0%	8.0%	15.0%

#### ② シングルネームのクレジット・デリバティブの場合

		プロテクション・バイヤー	プロテクション・セラー
	適格参照先	5%	5%
トータル・リターン・スワップ	非適格参照先	10%	10%
クレジット・デフォルト・スワップ	適格参照先	5%	5%
	非適格参照先	10%	10%

(注) クレジット・デフォルト・スワップのプロテクション・セラーは、参照先がソルベントである 一方でプロテクション・バイヤーがインソルベントになった時にクローズアウト(一括清算) の対象となる場合に限ってアドオン・ファクターの対象になる。

(出所) 規則文書より野村資本市場研究所作成

すなわち、適格バイラテラル・ネッティング契約でカバーされる一連のデリバティブ・エクスポージャーの場合、再構築コストはネッティングを考慮した時価評価 (mark-to-market) によって算定され、アドオンの額は加重平均値  $A_{Net}$  (=  $0.4*A_{Gross}$  +  $0.6*NGR*A_{Gross}$ ) として算出される。 $A_{Gross}$  とはグロスのアドオン額の合計額であり、NGR はネット再構築コストとグロス再構築コストの比率である。

#### 2) 担保、変動証拠金の取扱い

バーゼル委員会は、原契約から生じる決済エクスポージャーを減らすものでなければ、デリバティブ契約に係る受取担保は必ずしもデリバティブ・ポジションのレバレッジを低減させるものではないと認識している<sup>6</sup>。そこで、一般原則として、レバレッジ比率のエクスポージャーの計測においては、受取担保とデリバティブ・エクスポージャーとを相殺することを認めていない。同様に、デリバティブ契約に関して差入れた担保については、会計基準の下でバランスシートの資産から控除される場合には、担保価値をエクスポージャーに加えることを求めている。

一方、変動証拠金(variation margin)として現金の受払いを行っている場合については、市中協議文書ではエクスポージャーの減額の効果を認めていなかったが、規則文書ではその取扱いが一部緩和されている。カウンターパーティ間で交換される変動証拠金のうち現金部分については、下記の基準を満たす場合には決済前の支払いの一形態としてみなされ、受取った変動証拠金の現金ポジションによって再構築コストを

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> バーゼル委員会はデリバティブ契約の担保に関して、カウンターパーティから受取った担保によってカウンターパーティ・エクスポージャーを減少させる一方で、銀行が担保をレバレッジに利用すれば銀行の自由になる経済資源を増やすことができるため、レバレッジにとっては相反する効果を有していることを指摘している。

減額させることが可能であり、支払った現金の変動証拠金に伴って生じる債権をエクスポージャーから控除することができる<sup>7</sup>。

- 適格 CCP で清算されない取引に関して、受け手のカウンターパーティが受取った現金を分別管理していないこと
- 変動証拠金がデリバティブ・ポジションの時価評価に基づいて日次ベースで計算・交換されていること
- デリバティブ契約の決済通貨と同一通貨で現金の変動証拠金の受取りが行われて いること
- カウンターパーティに適用される証拠金の差入れに関する閾値および最低金額の下で、デリバティブの時価エクスポージャーを完全に消滅させるために必要な変動証拠金の額が交換されていること
- デリバティブ取引および変動証拠金が、デリバティブ取引のカウンターパーティであるエンティティ間の単一のマスター・ネッティング・アグリメントの対象であること<sup>8</sup>

#### 3) クリアリング・サービスの取扱い

銀行がクリアリング(清算機関)の清算会員として顧客にクリアリング・サービスを提供している場合であって、清算会員が CCP のデフォルト時の取引価値の変化によって生じる顧客の損失を補償する義務を負っている場合には、清算会員の CCP に対する取引エクスポージャーは、通常のデリバティブ取引と同様にレバレッジ比率のエクスポージャーに反映させることになる。一方、清算会員が適格 CCP のデフォルト時に顧客に生じる損失を補償する義務を負っていない場合には、清算会員は適格 CCP に対する取引エクスポージャーをレバレッジ比率のエクスポージャーにおいて認識する必要はない。

他方、顧客が直接的にデリバティブ取引を CCP との間で行っており、清算会員が CCP に対する顧客のデリバティブ取引のエクスポージャーのパフォーマンスを保証 している場合には、顧客の CCP との取引に関係する清算会員としての銀行は、変動 証拠金の受取り、差入れも含めて当該保証から生じるエクスポージャーをあたかも銀 行が顧客と直接取引を行っているように捉えなければならない。

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> 具体的には、以下の取扱いとなる。

① 変動証拠金を受取る場合、受取った銀行は、会計基準の下でデリバティブ契約の正の時価価値から受け取った現金の変動証拠金が減額されていなければ、再構築コストから受取った変動証拠金の額を削減

② カウンターパーティに変動証拠金を差入れる場合、差入れた銀行は、会計基準の下で現金の変動証拠金が資産として認識されていれば、エクスポージャーから関係する債権を控除

<sup>\*</sup> 当該マスター・ネッティング・アグリメントについては、①取引に関与するいずれかのカウンターパーティにクレジット・イベントが生じた場合、変動証拠金を考慮しつつ、カウンターパーティが当該ネッティング・アグリメントの対象となる支払債務をネット決済することを合意することについて明記していること、②すべての関係する法域で法的に執行可能であり有効であることを求めている。

### 4) クレジット・デリバティブの取扱い

クレジット・デリバティブの引受けに関しては、公正価値から生じるカウンターパーティ・リスクだけでなく、参照エンティティの信用価値から発生する信用エクスポージャーが存在する。そこで、クレジット・デリバティブを引受ける場合には、参照エンティティの信用エクスポージャーを捕捉するため、レバレッジ比率のエクスポージャーの計測の中で再構築コストに加えて、実質想定元本(effective notional amount)も加味することになる。

なお、クレジット・デリバティブの引受けについては、下記の条件を満たす場合に 同一参照エンティティに関するクレジット・デリバティブの購入との間での相殺が認 められる。

- シングルネームのクレジット・デリバティブの場合において、購入したクレジット・プロテクションが、引受けたクレジット・デリバティブの参照債務とパリパス(同順位)またはそれよりも劣後している参照債務を原資産としていること
- 購入したクレジット・プロテクションの残存期間が引受けたクレジット・デリバ ティブの残存期間と同じかまたはそれよりも長いこと

バーゼル委員会は、クレジット・デリバティブの引受けのエクスポージャーに関して、実質想定元本に加えてポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーに係るアドオンも考慮すると、必要以上にエクスポージャーを評価することになる可能性があるとの見方から、銀行が全体のアドオンからクレジット・デリバティブの引受けに係るアドオンを控除することを認めている(ただし、同一参照エンティティで相殺されていないものに限られる)。

## 3. SFT エクスポージャー

#### 1) エクスポージャーの計測方法

レポ、リバース・レポ、証券貸借取引(securities lending and borrowing)、マージン・レンディング取引を含む証券金融取引(SFT)に関しては、バーゼルⅢテキストからエクスポージャーの把握の方法が変更されている。バーゼルⅢテキストでは、SFTエクスポージャーは会計上のエクスポージャーで把握することとされていた。

一方、今般の規則文書では、SFT エクスポージャーは以下の金額を合計したものと 定められており、SFT のカウンターパーティ・リスクもエクスポージャーの中で考慮 されることになる。

① 会計上認識されるグロス SFT 資産 $^{10}$  (会計上のネッティングは未認識)、ただし

<sup>9</sup> 実質想定元本とは、取引ストラクチャーによってレバレッジがかけられた契約の真のエクスポージャーを反映させるために想定元本に調整を加えた額であると説明されている。

<sup>10</sup> 適格 CCP を通じて清算される場合またはノベーションされる場合については、グロス SFT 資産の額は最終的な契約のエクスポージャーに置き換えられる。

下記の調整を実施

- 銀行が SFT において受入れた証券をバランスシート上の資産として認識している場合、当該証券の価値を SFT エクスポージャーから控除
- SFT における同一カウンターパーティとの現金支払い (cash payable) と現金 受取り (cash receivable) は、以下のすべての基準を満たす場合にネットして 計測
  - a) 取引の最終決済日が明らかに同一日であること
  - b) カウンターパーティから借入れている額とカウンターパーティが借入れしている額を相殺 (set off) する権利が、通常時、およびデフォルトやインソルベント、倒産の時に法的に執行可能であること
  - c) カウンターパーティがネット決済、同時決済を予定しているまたは当該取引がネット決済と機能的に同等な決済メカニズム(すなわち取引のキャッシュ・フローが事実上、決済日の単一のネット金額と同額であること)の適用を受けること<sup>11</sup>
- ② カレント・エクスポージャーで測定されるカウンターパーティ・エクスポージャー (ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーに係るアドオンは考慮しない)
  - 適格マスター・ネッティング・アグリメントの対象の場合: カレント・エクスポージャー (E\*) は、すべての取引の証券とカウンターパーティへの現金貸付の公正価値の合計額 ( $\Sigma E_i$ ) から当該取引のカウンターパーティから受取った現金および証券の公正価値の合計額 ( $\Sigma C_i$ ) を控除した額となる

 $E^* = \max\{0, [\Sigma E_i - \Sigma C_i]\}$ 

● 適格マスター・ネッティング・アグリメントの対象ではない場合: カウンターパーティとの取引のカレント・エクスポージャーを取引ごとに算定する (個々の取引は自己のネッティング・セットとしての取扱い)

 $E_i^* = \max\{0, [E_i - C_i]\}$ 

#### 2) 会計上売却とみなされる取引の取扱い

バーゼル委員会は、SFT が会計上、売却処理(sale accounting)として扱われる場合であっても証券の貸し手にはレバレッジが残っていることを認識している。そこで、SFT エクスポージャーの計測においては、会計上は売却処理の要件を満たす場合であっても、銀行は金融取引(financing transaction)として捉えることとし、SFT のグロス資産とカレント・エクスポージャーによってエクスポージャーを計算することを求めている。

<sup>11</sup> 機能的な同等性の要件としては、両取引が同一決済システムを通じて決済され、両取引の決済が営業日終了時までに実行され、担保フローとの関係からネット現金決済のアンワインド(巻戻し)につながらないよう 決済の取決めが現金や日中クレジット・ファシリティによって裏付けられていることが求められる。

### 3)銀行がエージェントである場合の取扱い

SFT において銀行がエージェントになっている場合、銀行は一般に取引に参加する 当事者のうち片方のみに、顧客が貸出す証券または現金の価値と借り手が差入れた担 保価値の間の差額に対して損害補償や保証を提供している。バーゼル委員会は、こう した状況においては、価値の差額に関して顧客のカウンターパーティ・リスクが銀行 に生じていることを指摘する。

そこで、SFT のエージェントの銀行であって、顧客が貸出す証券・現金の価値と借り手が差入れた担保価値の間の差額に対して保証等を提供している場合には、カレント・エクスポージャーを計測することを求めている。一方、SFT のエージェントの銀行が当該差異を超えて取引の担保である証券や現金に保証等を与えている場合には、証券や現金の価値の全額までエクスポージャーに反映しなければならない。

#### 4) オフバランス項目

オフバランス項目には、コミットメント(流動性ファシリティを含む)、無条件または条件付きでキャンセル可能なもの、保証等の信用代替(credit substitution)、手形引受け、スタンドバイ信用状、貿易信用状が含まれる。オフバランス項目については、バーゼルIIで利用されている信用相当額を算出する掛目(CCF)を利用してエクスポージャーを算定することとなる(図表 3)。

図表 3 オフバランス項目に関する CCF

	オフバランス項目	CCF
	当初満期1年以下	20%
コミットメント(証券化に関する流動	当初満期1年超	50%
性ファシリティ以外)	事前通知なしにいつでも無条件にキャンセル可能な契約、借り手の 信用力に応じて自動的にキャンセルされる契約	10%
債務の一般保証(ローンや証券の金融保証を提供するスタンドバイ信用状を含む)、手形引受け(裏書を含む)の直接的な信用代替		100%
一定の引出しをコミットメントする先渡資産購入、フォワード・フォワード預金、一部払込みの株式・証券		100%
ー定の取引に関連するコンティンジェント債務(パフォーマンス・ボンド、ビッド・ボンド、ワラント、特定取引と 関連するスタンドバイ信用状)		50%
ノート・イシュアランス・ファシリティ(NIF)、リボルビング・アンダーライティング・ファシリティ(RUF)		50%
短期の自己清算の商業取引信用状		20%
オフバランスのすべての証券化エクスポージャー(バーゼルⅡフレームワークにおける適格流動性ファシリティ等を除く)		100%
適格流動性ファシリティ		50%

(出所) 規則文書より野村資本市場研究所作成

## IV ディスクロージャーの要件

2015 年 1 月 1 日から銀行は連結ベースでレバレッジ比率を一般にディスクロージャーすることが求められる<sup>12</sup>。バーゼル委員会としては、レバレッジ比率はリスクベースの自己資本比率を補完するものとして重要な位置付けに置かれていることから、自己資本比率に関する第 3 の柱と同様、少なくとも各四半期末時点で、分子としての Tier1 資本、分母としてのエクスポージャー、そしてレバレッジ比率を計測し四半期ごとにディスクロージャーすることに合意している。

規則文書が提示するレバレッジ比率に関するディスクロージャーに関する規定としては、①銀行の連結ベースの会計上の資産の額とレバレッジ比率のエクスポージャーの比較を可能にする要約比較表(summary comparison table)、②レバレッジ比率を規制上の主な要素に分解した共通のディスクロージャー・テンプレート、③公表財務諸表におけるバランスシート上の資産と共通のディスクロージャー・テンプレートにおけるレバレッジ比率のオンバランス・エクスポージャーに重大な差異がある場合にその原因を説明する突合(reconciliation)に関する要件、④その他の要件が定められている。

会計上の資産とレバレッジ比率のエクスポージャーを比較する要約比較表では、公表財務諸表における連結ベースの総資産からレバレッジ比率のエクスポージャーの算定に至るプロセスが明らかにされる一方、レバレッジ比率に関する共通のディスクロージャー・テンプレートにおいては、①オンバランス・エクスポージャー、②デリバティブ・エクスポージャー、③SFT エクスポージャー、④オフバランス・エクスポージャーの構成が明らかにされる(図表 4)。

#### 図表 4 レバレッジ比率のディスクロージャーに関するテンプレート

### ① 要約比較表

#### 項

- 1 連結ベースの総資産(公表連結財務諸表ベース)
- 2 会計上は連結される一方、規制上は連結対象外となっている銀行、金融、保険、商業エンティティに対する投資に関する調整
- 3 会計基準の下でバランスシート上で認識される一方、レバレッジ比率のエクスポージャーからは除外される受託 資産に関する調整
- 4 デリバティブ金融商品に関する調整
- 5 SFTに関する調整(レポ、同様のセキュリティ・レンディング)
- 6 オフバランス項目に関する調整(オフバランス・エクスポージャーの信用相当額への変換)
- 7 その他の調整
- 8 レバレッジ比率エクスポージャー

<sup>&</sup>lt;sup>12</sup> レバレッジ比率に関するディスクロージャーは、公表財務諸表に記載するか、少なくとも銀行のウェブサイトまたは一般に利用可能な規制報告にディスクロージャーへのリンクを提供することが求められる。

### ② 共通のディスクロージャー・テンプレート

オンバランス・エクスポージャー
1 オンバランスの項目(デリバティブおよびSFTを除き、担保を含む)
2 (バーゼルⅢTier1資本を決定する際に控除される資産の額)
3  総オンバランス・エクスポージャー(デリバティブおよびSFTを除く)
デリバティブ・エクスポージャー
4 すべてのデリバティブ取引に関する再構築コスト(適格な現金の変動証拠金はネット)
5 すべてのデリバティブ取引に関するポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーに係るアドオン
6 会計基準の下、バランスシートの資産から控除される場合のデリバティブ担保の合計額
7 (デリバティブ取引における現金の変動証拠金に関する債権の控除)
8 (顧客の清算取引から生じるデリバティブ取引のCCPに関して控除される取引エクスポージャー)
9 クレジット・デリバティブの引受に関する実質想定元本の調整
10 (クレジット・デリバティブの引受に関する実質想定元本の相殺およびアドオンの控除)
11  総デリバティブ・エクスポージャー
SFTェクスポージャー
12   売却処理調整後のグロスSFT資産(ネッティングは未認識)
13 (グロスSFTの現金の支払い・受取りに関するネッティングの額)
14 SFT資産のカウンターパーティ・リスクのエクスポージャー
15   エージェントの取引エクスポージャー
16  総SFTエクスポージャー
その他オフバランス・エクスポージャー
17   グロス名目価額ベースのオフバランス・エクスポージャー
18 (CCF適用後のオフバランス・エクスポージャーのグロス額の控除)
19 オフバランス項目
自己資本および総エクスポージャー
20 Tier1資本
21 総エクスポージャー
レバレッジ比率
22 バーゼル皿レバレッジ比率

- (注) カッコ書きの場合は負の数字を記載。
- (出所) 規則文書より野村資本市場研究所作成

## V 規則文書の評価および今後の留意点

バーゼル委員会が今般明らかにしたバーゼルⅢのレバレッジ比率の改定に関する規則文書は、2013 年 6 月の市中協議文書と比べるとエクスポージャーの計測に関して規定された内容が一部緩和されたところもあることから、市場参加者からは概ね好感をもって受け止められたように思われる。具体的には、デリバティブ・エクスポージャーや SFT エクスポージャーにおいて一定の要件を満たす場合、部分的であるとはいえ一定のネッティングやエクスポージャーの削減効果が認められたことが評価されている。

特に、米国会計基準(US GAAP)では、一定の要件を満たす同一カウンターパーティ間のレポとリバース・レポの相殺が認められている<sup>13</sup>。市中協議文書は、会計上のネッ

<sup>13</sup> 米国財務会計基準審議会 (FASB) は FIN41 (FASB, "FASB Interpretation No.41," December 1994) において、 次の要件を満たした場合にレポとリバース・レポの間の借入額と支払額との相殺を認めている。

① レポとリバース・レポは、同一カウンターパーティであること

② レポとリバース・レポは、契約開始時点で明確に同一決済日であること

③ レポとリバース・レポは、マスター・ネッティング・アグリメントの下に置かれていること

④ 担保資産は振替決済(book entry)形式であり、振替システムのオペレーターまたは証券のカストディアンの帳簿に記帳されることによって譲渡が行われること

⑤ レポとリバース・レポは、特定の方法による振替システム上で決済され、会社は特定の銀行取引約定書を有すること。譲渡された証券の現金決済は、営業日終了時に支払期限が到来するネット金額のためだけに会社が預託金を利用することを可能にする既定の銀行取引約定書の下で行われること。銀行取引約定書は十分な日中 O/D その他の日中与信を提供するものであること

⑥ 会社はリバース・レポの決済から生じるキャッシュ・インフローとレポの相殺から生じるキャッシュ・アウトフローの取引について、クリアリング・バンクその他の金融機関の同一口座を決済日に利用すること

ティングを一切認めていなかったことから、レポを積極的に利用する米国の大手銀行を中心にレバレッジ比率のエクスポージャーが増加し、レポ市場の流動性に与える影響が懸念されていた<sup>14</sup>。これに対して、規則文書では、一定基準を満たす場合に同一カウンターパーティ間のレポとリバース・レポの相殺が認められるよう修正が図られており、その結果、米国の大手銀行はエクスポージャーの増加を抑えることが可能になるほか、米国以外の銀行でも一定の要件を満たした場合にはエクスポージャーを削減できる効果が得られる。

規則文書は、市中協議文書と比べると規制内容を緩和する方向で修正が図られており、 このことをもってレバレッジ規制の最終化に向けた銀行側の勝利とする報道も散見される。 もっとも、レバレッジ比率の最低水準については、バーゼル委員会によって現行は 3%の 水準に設定されているが、米国や英国を中心に 3%からの水準の引上げを図る動きもある。

米国では 2013 年 7 月に連邦銀行規制当局が連結総資産 7,000 億ドル以上または顧客資産 10 兆ドル以上の米国の銀行持株会社を対象として、銀行持株会社ベースでレバレッジ比率 5%、銀行子会社ベースで 6%を要求する規則提案を行っており、規則の最終化に向けて検討が行われている<sup>15</sup>。また、英国では健全性監督機構 (PRA) が 2013 年 6 月時点で(大手金融機関 8 社のうちコア・エクイティ Tier1 レバレッジ比率 3%を満たしていない)バークレイズとネーションワイドに 3%の達成を求めるなど、レバレッジ比率を重視する姿勢を示している。

バーゼル委員会に関しても、レバレッジ比率のエクスポージャーの計測方法では銀行側の主張を聞き入れる一方で、3%よりも高いレバレッジ比率の水準を模索しているとの報道もある<sup>16</sup>。2018年1月の規制の適用を前に2017年1月までに行われるレバレッジ比率の最終的な水準調整までは、米国や英国によるレバレッジ比率の水準の引上げを図る動きとともに、バーゼル委員会におけるレバレッジ比率の最終化の検討を注意深く見守る必要があるだろう。

90

<sup>&</sup>lt;sup>14</sup> 米国大手銀行(ゴールドマン・サックス、モルガン・スタンレー、JP モルガン・チェース、シティグループ、バンク・オブ・アメリカ)の 2013 年第 2 四半期の 10-Q (四半期開示)を前提とすると、レポ等のバランスシート計上額がネットからグロスになると、各行のエクスポージャーは 400 億~1,200 億ドル増加する見込みであり、レバレッジ比率でみると 0.2%から 0.7%の押下げ効果が生じる計算。

<sup>15</sup> JP モルガン・チェース、シティグループ、バンク・オブ・アメリカ、ウェルズ・ファーゴ、ゴールドマン・サックス、モルガン・スタンレー、バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、ステート・ストリートが対象となる見込みである。規則提案の概要については、小立敬「米国におけるバーゼルⅢ最終規則とレバレッジ規制に関する新たな提案」『野村資本市場クォータリー』2013 年秋号を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>16</sup> "Banks Wary as Basel Eyes Higher Leverage Ratio," *Reuters*, 14 January 2014.